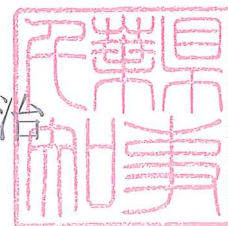


平成28年 4月12日

(株) 湯澤工業

湯澤 建人 様

千葉県知事 鈴木 栄



特定 建設業の許可について (通知)

平成24年11月10日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	千葉県知事 許可(特-28) 第 36581号
許可の有効期間	平成28年 4月12日から 平成33年 4月11日まで
建設業の種類	

土木工事業  
石工事業  
ほ装工事業  
塗装工事業

とび・土工工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 3月 12日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)